

事業主各位

(一社) 中部労働技能教習センター
(一社) 佐久労働基準協会

「小型移動式クレーン運転技能講習」「玉掛け技能講習」セット講習のご案内

つり上げ荷重が 1 ト以上 5 ト未満の移動式クレーンを運転する業務（道路上を走行させる運転を除く）には、労働安全衛生法第 61 条、同法施行令第 20 条第 7 号（就業制限に係る業務）により、小型移動式クレーン運転技能講習修了者でなければ従事することができません。

制限荷重が 1 ト以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が 1 ト以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務には、労働安全衛生法第 61 条、同法施行令第 20 条第 16 号（就業制限に係る業務）により、玉掛け技能講習修了者でなければ従事することができません。

つきましては、下記により「小型移動式クレーン運転技能講習」と「玉掛け技能講習」のセット講習を実施しますので、この機会に受講されますようご案内いたします。

佐久会場では、小型移動式クレーン運転技能講習のみ単独で受講することも可能です。日程は、セット講習期間（計 5 日間）の初日 3 日間となります。小型移動式クレーン単独の講習案内・申込書もございますので、ご希望の方は佐久労働基準協会までお問い合わせ下さい。なお、セット講習期間に玉掛け技能講習を単独で受講することはできません。

記

1. 講習の日時

2023 年 5 月 22 日 (月)・23 日 (火)・24 日 (水)・25 日 (木)・26 日 (金)

2023 年 8 月 21 日 (月)・22 日 (火)・23 日 (水)・24 日 (木)・25 日 (金)

2023 年 11 月 6 日 (月)・7 日 (火)・8 日 (水)・9 日 (木)・10 日 (金)

2024 年 3 月 4 日 (月)・5 日 (火)・6 日 (水)・7 日 (木)・8 日 (金)

受付：7 時 45 分～ 開講：8 時 ※必ず開講時間より前に受付をお済ませください。

2. 講習会場 (一社) 中部労働技能教習センター 佐久会場

〒385-0032 佐久市常和桜田 1353-1-13 TEL・FAX 0267-78-3935

3. 受講料等及び受講資格

受講資格等	所要日数	学科時間	実技時間	受講料	教材費
小型移動式クレーンと玉掛けを併せて受講される方	5 日	13 時間	7 時間	59,400 円	無料
		9 時間	6 時間		無料
① クレーン・デリック又は揚貨装置運転士免許をお持ちの方 ② 床上操作式クレーン運転技能講習を修了された方	5 日	10 時間	6 時間	57,200 円	無料
		9 時間	6 時間		無料

補習：30 分につき 学科 500 円 実技 1,500 円です。

4. 講習科目

【小型移動式クレーン運転技能講習】 ※印は、免除対象者における免除科目となります。

学科	① 小型移動式クレーンに関する知識	6時間
	② 原動機及び電気に関する知識	3時間
	③ 運転のために必要な力学に関する知識 ※	3時間
	④ 関係法令	1時間
実技	① 小型移動式クレーンの運転	6時間
	② 運転のための合図 ※	1時間

【玉掛け技能講習】

学科	① クレーン、移動式クレーン、デリック及び揚貨装置に関する知識	1時間
	② クレーン等の玉掛けの方法	7時間
	③ 関係法令	1時間
実技	① クレーン等の玉掛け	6時間

5. 受講受付人員及び受講申込締切日

定員 20名

締切日 講習初日の2週間前

(定員になり次第締切。尚、受講者数に満たない場合は、講習等の実施を見合わせる場合があります。)

※事前に佐久労働基準協会までお問い合わせ下さい。

※講習初日の1週間前からの申込者は返信用封筒・簡易書留切手代404円が必要となります。

6. 受講申込み及び受講料納入先

受講申込みは、「小型移動式クレーン運転技能講習・玉掛け技能講習セット講習受講申込書」に

- ① 写真1名(縦3.0cm×横2.5cm 裏面に名前・受講種目名・撮影年月日を記入)
- ② 受講料 ※小型移動式クレーン運転技能講習のみ単独受講の方は、教材費(1,500円)がかかります。

以上を添えて、(一社)佐久労働基準協会 へお申込み下さい。

(〒384-0017 小諸市三和1-4-7 TEL 0267-22-3841 FAX 0267-25-1008)

(注) 申込み後の取消しは講習初日1週間前までとし、その後の取消し及び受講当日の欠席者には受講料は返却しませんのでお含み下さい。

7. 当日の持参品

学科：受講票・筆記用具・電卓(玉掛け受講時)

実技：実技のできる服装・安全靴又は運動靴・軍手・雨具・ヘルメット(ある方は持参してください)

電卓(玉掛け受講時) ※印鑑(修了証交付時に使用、なおサインでも可)

8. 助成金制度を活用される皆様へ

・「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)(旧：建設労働者確保育成助成金)」が受けられます。

* 制度のご利用には受講後の証明が必要になります。申請に必要な証明書類等は事業主の方から当センターにお送り下さい。

* 支給申請には条件等が定められています。また、年度途中で制度の改定等ある場合がありますので詳細をご確認下さい。

「助成金」についてのお尋ねは、

〒380-0935 長野市中御所1-22-1

厚生労働省 長野労働局 職業安定部 職業対策課 雇用指導係 TEL 026-226-0866

なお、「人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース)」は、事業主の方から直接職業対策課へ連絡し、助成金請求に関する書類を取り寄せ手続きを行って下さい。また、請求時に必要な当センターの証明印、カリキュラムは、書類が整った時点でお送り頂ければ速やかに押印し、ご返送致します。

※受講する講習 □欄に☑を記入して下さい。

□小型移動式クレーン運転技能講習＋玉掛け技能講習 セット講習受講申込書

※セット講習を受講される方で「クレーン・デリック等運転士免許」をお持ちの方又は「床上操作式運転技能講習」を修了された方は、裏面に免許証又は修了証を貼付けて下さい。

□小型移動式クレーン運転技能講習 受講申込書

※小型移動式クレーン運転技能講習のみ受講される方は、該当するコースに○印をして下さい。

受付年月日	令和 年 月 日	佐久受付		第1コース
受付番号	第 号			第2コース
(一社) 中部労働技能教習センター所長 殿				
次のとおり受講申込みいたします。				
申込み日 令和 年 月 日				
ふりがな				上三分身 写真1枚 縦3cm×横2.5cm 正面・脱帽 無背景 裏面に氏名を記載
氏名	(旧姓・通称名)			
	※旧姓等を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無 有 / 無 (いずれかを○で囲む) (確認ができる住民票、自動車運転免許証等の公的な証明書のコピーが必要です)			
生年月日	昭・平 年 月 日生	歳	性別	男・女
現住所	〒 ()		都・道 府・県	市・区 郡
	電話	携帯電話	FAX	
勤務先	会社名			
	〒 ()		都・道 府・県	市・区 郡
	所在地		電話	FAX
資格等の有無	※小型移動式クレーン運転技能講習のみの受講で、第1コースを受講される方は、所持する資格の該当欄に☑を記入し、裏面に免許証あるいは修了証の写しを貼付けて下さい。			
	<input type="checkbox"/> クレーン・デリック運転士免許	<input type="checkbox"/> デリック運転士免許	<input type="checkbox"/> 揚貨装置運転士免許	
	<input type="checkbox"/> 玉掛け技能講習修了	<input type="checkbox"/> 床上操作式クレーン運転技能講習修了	/	
受講希望日	令和 年 月 日 ~ 月 日			
受講希望会場 <small>(希望会場に○して下さい)</small>	松本・長野・佐久		入校通知 送付先	勤務先・現住所

* 下の欄は当所で記入します。

種目	入校日	修了日	修了証番号
小型移動式クレーン運転			
玉掛け			
受講料	教材費	記事	
1-59,400円 2-57,200円	無料		

【注意】○原則として30分以上遅刻の場合は欠席扱いとなります。その場合、受講料は返金いたしません。
○受講料及び教材費は原則として受講申込書をお送りいただいた後、受講日前までに納入をお願いします。

【個人情報について】

ご記入いただきました個人情報につきましては、労働安全衛生法に基づく講習等の実施、修了証交付等の目的以外には使用せず、当センターが責任をもって管理いたします。

免許証等（写） 貼付欄

*科目免除等に該当する修了証について、取得時から氏名変更された場合は氏名書替後の修了証(写)を添付してください。

小型移動式クレーン運転技能講習
修了証（写） 貼付欄

（上記写しは、講習修了後、当センターで用意・貼付いたします。）

*科目免除等に該当する修了証について、取得時から氏名変更された場合は氏名書替後の修了証(写)を添付してください。